相楽郡広域事務組合規則第５号

相楽郡広域事務組合嘱託職員取扱規則の一部を改正する規則

相楽郡広域事務組合嘱託職員取扱規則（平成１０年１０月制定）の一部を次のように改正する。

別表第１（第７条関係）の表中、

「

１９３，０００円（週４日）
１４４，０００円（週３日）

」を

「

１９６，０００円（週４日）
１４７，０００円（週３日）

」に改める。

附　則

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。